

マイナンバーカードの健康保険証利用および 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院はオンライン資格確認に対応し、以下の体制を整備しています

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。
 - マイナ受付で診療情報取得に同意していただくことで、医師が診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を閲覧することが可能となります。
-

- 診療情報を取得・活用することで、より質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

★「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」

- ①マイナ保険証を利用する場合初診時：2点/再診時：加算なし
- ②マイナ保険証を利用しない場合初診時：6点/再診時：2点

（従来の保険証を利用、保険資格のみ確認）